

大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業実施要領

事業目的等

- ・ 新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に下げ止まっているものの、若い世代を中心に増加傾向であり、感染が再び拡大する可能性も懸念される中、医療の逼迫が生じるような急激な感染拡大を防ぎ、日本の社会全体が日常の生活へと移行していくためには、ワクチン接種をさらに促進する必要。
- ・ 特に若年層の新規感染者数の増加傾向、10代、20代の3回目ワクチン接種率等を踏まえると、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、大学生等へのワクチン接種を促進することは喫緊の課題であり、接種を希望する学生が、早期に3回目接種を受けられる環境の整備が重要。
- ・ このため、大学等の接種を希望する学生へのワクチン接種を効率的に加速するため、自治体等と大学等が連携した大規模接種会場等における団体接種において必要な経費を支援。

補助事業者

大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の設置者

補助対象経費

補助事業の実施に当たり必要となる人件費、物品費、役務費等で以下に該当する経費

- ①自治体等との連絡調整及び学内希望者の集約等を行う者の人件費（本事業に係る人員を新規に採用した場合のみならず、既採用者が本事業に係る業務に従事する場合も含む）
 - ②自治体等との連絡調整及び学内希望者の集約等を行う際に必要となる物品費
 - ③補助対象者が設置する大学等から学生を自治体（都道府県及び市区町村等）が設置する接種会場等へ送迎する際に必要となる役務費等（自治体が設置する接種会場のほか、自衛隊が設置する大規模設置会場、他大学に設置する自治体の接種会場及び他大学の大学拠点接種会場を含む。）
 - ④その他、事業実施に必要な経費
- ※1 自大学内に設置する自治体接種会場を活用する等、学生の送迎に係る役務費等が発生しない場合においても、本事業の実施に必要な経費については支援の対象とする。
- ※2 自治体等の会場設置費等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が交付される経費については補助対象外とする。
- ※3 接種会場への交通費について学生が負担した場合で、補助事業者がその事実を領収書等により確認を行った場合にも、補助対象とする。

補助額

1,000円×接種回数を上限に実費を支援（接種回数に係る上限なし）

補助対象期間

令和3年11月10日以降に実施された3回目ワクチン接種に係る経費（交付決定日以前に実施した事業も支援対象とする。）

その他

本事業は、3回目ワクチン接種を対象とするが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、大学生等へのワクチン接種を促進するため、3回目ワクチン接種に合わせて、1・2回目接種を行う学生が存在する場合には、支援対象に含めることとする。